

平成 23 年度入札制度等の改正について

野洲市においては、入札の透明性・競争性・公平性を向上させるとともに、最少の経費で最大の効果を上げることを目的として、入札制度の改革に取り組んでおり、平成 23 年度より以下の項目について改正します。

1. 業務委託の最低制限価格の設定について

安い価格での入札が見受けられる事象があり、契約の内容に適合した履行と目的物の良好な品質を確保するため、予定価格が 50 万円を超える業務委託について、最低制限価格を設けます。

なお、対象となる業務は、競争入札により執行する測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務などです。

また、最低制限価格については、適正な競争を確保する観点から非公表とします。

	変更前	変更後
最低制限価格の設定	設定なし	設定あり
最低制限価格の公表時期		非公表

2. 業務委託の手持ち制限について

今般、建設業を取り巻く環境が一層厳しくなる中、市内建設コンサルタント業全体の底上げを図るためには、均等に市発注業務を受注できる環境を構築することが必要との考えから、建設工事に係る業務委託について、競争入札における指名要件に手持ち件数による制限を加えます。

発注業務の対象となる技術者 1 人に付き 2 業務までとします。

例 1 1 級建築士 1 人 2 業務まで

例 2 1 級建築士 2 人 4 業務まで

※受託数が規定件数に達した場合、指名を回避します。

3. 公共工事の入札に係る予定価格等の公表時期等の見直しについて

適正価格での契約の推進と建設業の健全な育成の観点から、落札価格が高止まりしていない予定価格1億円以上の工事について、当面、予定価格を事後公表とします。

また、これまで事後公表としてきた最低制限価格につきましては、すべて非公表とします。

		変更前	変更後
予定価格の公表時期	1億円以上	事前公表	事後公表
	1億円未満	事前公表	事前公表
最低制限価格の公表時期		事後公表	非公表

4. 中間前金払制度の導入および前金払上限金額の見直しについて

- ・ 導入理由：施工に必要な資金を適切な時期に支出することで、的確な工事の完成を促す。
- ・ 請求時期：工期の2分の1を経過し、工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が終了し、当該工事の進捗額が請負金額の2分の1以上となったとき
- ・ 要件：工事請負代金が200万円以上かつ工期が60日以上のもので、すでに当初の前金払がなされている工事
- ・ 金額：工事請負代金の2割以内の額(前払金を含むと工事請負代金の6割以内の額)
中間前金払を含む前金払の上限金額は1億円
(なお、中間前払金を請求された工事においては、部分払を請求することができなくなります。)